

防人計（防）第478号  
28.9.30  
防人計（防）第86号  
令和4年3月17日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官  
殿

防衛大臣  
(公印省略)

人事評価に関する訓令第21条第5項の規定による人事評価記録書を提出する者の指定について（通達）

標記について、下記のとおり定め、平成28年10月1日から適用することとしたので、通達する。

なお、勤務評定に関する訓令第12条第2項の規定による勤務成績報告書の保管者の指定（長発人事第64.65号。33.7.30）は、廃止する。

#### 記

- 1 防衛省本省の施設等機関、統合幕僚監部、情報本部及び防衛監察本部の4級以上（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号。以下この項において「訓令」という。）別表に掲げる行政職俸給表（一）の4級以上及びこれらに対応する各俸給表の級をいう。以下同じ。）の事務官等並びに地方防衛局の3級以上（訓令別表に掲げる行政職俸給表（一）3級以上及びこれらに対応する各俸給表の級をいう。）の事務官等に係る人事評価記録書を提出する者として、当該施設等機関の長、統合幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長を指定する。
- 2 次の各号に掲げる自衛官及び事務官等に係る人事評価記録書を提出する者として、当該各号に定める者を指定する。
  - (1) 3等陸佐以上の自衛官並びに陸上幕僚監部並びに陸上自衛隊の部隊及び機関（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）の4級以上の事務官等 陸上幕僚長

(2) 3等海佐以上の自衛官並びに海上幕僚監部並びに海上自衛隊の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の4級以上の事務官等 海上幕僚長

(3) 3等空佐以上の自衛官並びに航空幕僚監部並びに航空自衛隊の部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）の4級以上の事務官等 航空幕僚長

3 自衛隊サイバー防衛隊の4級以上の事務官等に係る人事評価記録書を提出する者として、統合幕僚長を指定する。

4 防衛装備庁の事務官等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第30条の2第6号に規定する幹部隊員を除く。）に係る人事評価記録書を提出する者については、防衛装備庁長官が別に指定する。

5 この通達による廃止前の勤務評定に関する訓令第12条第2項の規定による勤務成績報告書の保管者の指定により、勤務成績報告書の保管者として指定した者については、なお従前の例による。